

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【公表番号】特表2009-503003(P2009-503003A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-524423(P2008-524423)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|--------|-----------|
| A 6 1 K | 31/14 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/198 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/155 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/205 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 3/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 21/06 | (2006.01) |
| A 2 3 L | 1/30 | (2006.01) |
| A 2 3 L | 1/305 | (2006.01) |
| A 2 3 L | 1/304 | (2006.01) |
| A 2 3 L | 1/302 | (2006.01) |
| A 2 3 L | 2/52 | (2006.01) |
| A 2 3 C | 9/152 | (2006.01) |
| A 2 3 L | 2/38 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|---------|--------|---|
| A 6 1 K | 31/14 | |
| A 6 1 K | 31/198 | |
| A 6 1 K | 31/155 | |
| A 6 1 K | 31/205 | |
| A 6 1 P | 3/00 | |
| A 6 1 P | 21/06 | |
| A 2 3 L | 1/30 | Z |
| A 2 3 L | 1/305 | |
| A 2 3 L | 1/304 | |
| A 2 3 L | 1/302 | |
| A 2 3 L | 2/00 | F |
| A 2 3 C | 9/152 | |
| A 2 3 L | 2/38 | P |

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月22日(2009.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グアニジノ酢酸成分の水性溶液およびコリン、メチオニンおよびベタインの群から成る少なくとも1種のメチル基供与体から成る液体配合物の、完成した飲料中の使用。

【請求項2】

グアニジノ酢酸成分が、グアニジノ酢酸および/または少なくとも1種のその塩、付加

化合物または錯化合物である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 3】

グアニジノ酢酸成分が、液体配合物中に 0 . 1 ~ 4 . 0 g / l および好ましくは 2 . 5 ~ 3 . 5 g / l の量で存在する、請求項 1 または 2 に記載の使用。

【請求項 4】

グアニジノ酢酸成分が、グアニジノ酢酸とリンゴ酸、アスパラギン酸、アスコルビン酸、コハク酸、ピルビン酸、フマル酸、グルコン酸、-ケトグルタル酸、シュウ酸、ピログルタミン酸、3 - ニコチン酸、乳酸、クエン酸、マレイン酸、硫酸、酢酸、蟻酸、2 - ヒドロキシ安息香酸、L - カルニチン、アセチル - L - カルニチン、タウリン、ベタイン、コリン、メチオニンおよびリポン酸ならびにナトリウム、カリウムまたはカルシウムとの化合物である、請求項 1 から 3 までのいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 5】

グアニジノ酢酸成分およびメチル基供与体を 1 : 1 0 ~ 1 0 : 1 の質量比で使用する、請求項 1 から 4 までのいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 6】

炭水化物、脂肪、アミノ酸、タンパク質、ビタミン、無機材料、微量元素ならびにその誘導体およびこれらの混合物の群から成る、他の生理学的活性化合物を含有する、請求項 1 から 5 までのいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 7】

工業的に製造され完成した飲料としてミネラルウォーター、レモネード、スポーツ飲料、ミネラル飲料、フルーツ飲料、フルーツジュース、乳飲料、乳清飲料またはアルコール含有飲料の形での、あるいは、飲料水調製物としての、請求項 1 から 6 までのいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 8】

生理学的強壮剤および特にヒトのための、好ましくは学校、スポーツ、回復および老人病学の分野における機能性食品としての、請求項 1 から 7 までのいずれか 1 項に記載の配合物の使用。

【請求項 9】

配合物を栄養補助剤と一緒に、特に医学的分野において使用する、請求項 8 に記載の使用。

【請求項 10】

水性溶液が pH 2 . 5 ~ 1 1 である、請求項 1 から 9 までのいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 11】

グアニジノ酢酸成分の水性溶液およびコリン、メチオニンおよびベタインの群から成る少なくとも 1 種のメチル基供与体から成る液体配合物を含有する完成した飲料。